

# 第9回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】 令和4年10月25日（火）13:50～16:15

【開催場所】 上田東急 REI ホテル 千曲の間

【出席者】（敬称略）

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長  
（元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長）

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<長野県（臨時出席）>

石原拓弥 長野県 森林政策課 企画幹

木次 勲 長野県 森林政策課 課長補佐

長澤幸一 長野県 森林政策課 課長補佐

岩間 昇 長野県 上田地域振興局 林務課 課長補佐

赤堀三幸 長野県 上田地域振興局 林務課

<上田市（臨時出席）>

齋藤賢彦 上田市 森林整備課 課長補佐

滝沢芳行 上田市 森林整備課 主任

米田寛之 上田市 森林整備課 主査

松沢康博 上田市 林政アドバイザー

<林野庁>

川村竜哉 森林利用課 課長

福田 淳 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

安藤竜介 森林利用課 森林集積企画班 企画係長

<事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上

## 目次

【開催挨拶】.....	2
【1.現地検討のとりまとめ】.....	3
【2.ガイドラインについて】.....	16
【3.今後の予定について】.....	32

## 【開催挨拶】

中山課長補佐 第9回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催します。今年度2回目ということになります。まず、林野庁森林利用課の川村よりご挨拶させていただきます。

川村課長 皆さんお世話になっております。森林利用課長の川村です。急遽、上田市に現地検討会を受け入れていただきありがとうございます。また、現地の準備等についても感謝しております。当初、石川県の白山市の方で開催を予定していましたが、8月の豪雨の影響により災害対応で大変なため受け入れが困難ということで、急遽、上田市にお願いした次第です。豪雨災害については全国でもどこでも起こり得ると思っています。上田市でも3年前に台風被害があったと聞いています。見たところ大分復旧が進んでいるようですが、そのためには、森林がきちんと手入れされていて多面的機能が発揮されていることが大事だと思います。経営管理制度を活用して、所有者の確認と必要な森林整備につなげていければと思います。それが地域の皆さんの安全安心につながっていけば良いと思います。また、森林施業の整備によって、地域の活性化にもつながればと考えています。

現地検討会ということで、現地を見ていただいたところで、ここでの経営管理のあり方、所有者不明土地の対応といったところをご議論いただき、作成途上のガイドラインを充実させていきたいと考えています。ガイドラインで先行している事例を積み重ねることによって、全国の市町村の担当者が安心して所有者不明の特例制度を活用できるようにしたいと考えています。委員の皆様におかれましては、引き続き忌憚のないご意見を頂ければと思っています。

一点、検討委員会で何回かご議論いただいた京都府綾部市についてご報告です。綾部市においては、共有者不明の森林で森林経営管理制度を活用するに当たって、一部所有者が確知はしているが同意は出してくれないという状況がありました。このため、共有者不明の手続きの前段で確知所有者不同意の手続きをしていたところでした。先日、京都府の裁定があり、確知所有者の同意みなしがとれた状況になっています。これを受けて、現在は残った不明共有者の同意みなしのための公告をしているところです。その手続きが完了すれば、集積計画が公告されます。色々ご指導を頂きありがとうございました。御礼を申し上げます。引き続き検討委員会でも忌憚のないご意見を頂戴したいのでよろしく申し上げます。

中山課長補佐 それでは続きまして、植木委員長から一言お願いいたします。

植木委員長 午前中の現地視察、お疲れ様でした。今年もコロナの感染拡大が断続的に続きながら、しかも豪雨災害が度重なって襲ってくるという中、現地検討会が本当

にできるのかなと思っていたところ、こうして本日上田市さんの協力の下で開催できたことに対して、心から感謝申し上げます。

やはり我々としても現地を見るということがどれだけ大事か、現場での課題や問題点、それから認識を新たにすることも含めて、やはり大事なことだと思っています。この委員会も3年目を迎え、徐々に課題も整理されてきたと思っています。特に不明森林所有者の法的扱いに関する問題、それから市町村が抱えている森林整備の問題等々、現場での悩みを我々が直接聞きながら、いかにそれを使いやすいものとしてガイドラインに反映させるか、そのために議論してきています。そういう意味でも、本日、限られた時間ではありますが、更なるガイドライン充実のために皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中山課長補佐      ありがとうございます。本日はいつもの委員の皆様のほかに、長野県から石原様、木次様、長澤様、岩間様、赤堀様の5名の方にご参加いただいています。どうぞよろしく願いいたします。また、地元上田市から齋藤様、滝沢様、米田様、松沢様にご参加いただいています。どうぞよろしく願いいたします。

## 【1. 現地検討のとりまとめ】

中山課長補佐      それでは、お手元の資料に沿って進めさせていただきたいと思います。今日は大きく二つに分けて進めたいと思っています。まず、長野県上田市におけるケーススタディ資料1-1を使い、その後、資料2-1の方に移りたいと思います。

それでは資料1-1をご覧ください。上田市の概要を整理しています。上田市には約39,000haの森林があり、そのうち7割が民有林という状況です。このうち約半数程度の13,806 haを人工林が占めています。上田市の森林は、戦後の人工造林による人工林帯、アカマツ林が多く占める天然林帯、薪炭林として利用されていた里山林帯など、多様性に富んでいます。まさに先ほどみていただいた現地の状況そのままでありまして、市民のニーズに合わせた森林整備が課題となっています。その中で、森林経営管理制度については、災害防止の観点で優先順位が高い地域から意向調査を行って、委託希望の森林については、原則、市で間伐を実施する方針で進めています。管内人工林の意向調査は、10年で一巡させるという長期計画の下で運用をしています。そういった中で今回見ていただいたのは、真田町傍陽地区でございまして、下に地図があります。この地区は集落近くに人工林、天然林が混在しています。また、土石流や急傾斜の警戒区域を抱えているため、地元の整備の要望が強いところです。市としても優先的に整備を行うため、昨年、意向調査をされています。その結果、一部の筆が宛先不明で到達しなかったため、当該筆が判明すれば一体的に集積計画を立てて整備を行うことが可能となります。

2 ページ目でございます。傍陽地区における取組状況でございます。下の図面を見ていただきますと、令和3年度に2040林班にかかる、「い」、「ろ」、「は」の意向調査を実施して、3筆、一番右の図面を見ていただくとa、b、cが宛先不明な状況であるということです。さらに今年度、上の「に」と「ほ」の一部について意向調査を実施されています。この「い」、「ろ」、「は」、「に」、「ほ」をまとめて、一体的に間伐等を行うことが効率的であると考えられることから、一団で集積計画を策定する方針です。なお、これが市としては初めての集積計画の策定予定地となっています。

3 ページ目でございます。先ほどご説明したa、b、cについて、2 ページ目では大文字のA、B、Cになっておりますが、このA、B、Cの3名分の筆について探索を実施した結果をまとめております。いずれも最終登記が大正時代となっています。

まず、Aですが、除籍謄本等により家督相続されていることが判明しました。さらに、子世代の戸籍の附票はなかったため、除籍謄本を取得して子世代には配偶者もいることが判明しましたが、両方とも亡くなっていることが判明しました。さらに探索を進めた結果、相続人として孫世代の2人が確知されました。続いて孫世代をまた探索いたしましたけれども、ご本人または配偶者共にお亡くなりになられていたということで、曾孫世代を探索した結果、法定相続人6名が確知できたという状態になっています。

次にBです。これについてもA同様に家督相続がされており、子世代については本人と配偶者2名の合計3名とも亡くなっていることが判明しました。その下の孫世代になりますと、おひとりは亡くなられて、もうおひとりはご存命ということで、孫世代で法定相続人を1人確知ができたという状況になっています。

最後に一番右のCです。今日現地検討で行っていただいたところの筆でございますが、登記簿に氏名以外の情報がありませんでした。このため、上田市の当該林分の住所に本籍地があると仮定して、戸籍謄本等の取得を試みたのですが戸籍の該当がなく、所有者の特定に至っておりません。現在、市では、A及びBの相続人から同意を取得するとともに、Cについては所有者不明森林の特例措置を活用して、集積計画を立てられないか検討しています。探索の状況については以上です。

4 ページ目でございます。市が行いたい経営管理の内容です。2040林班い～ほ小班では、施業を行った形跡がなく、人工林と天然林が入り混じっていて、また立木も混み合い、下層植生も乏しい。今後、詳細な林分調査をやる予定と伺っておりますが、少なくとも間伐を一度は実施する必要があると考えている。また、今日は見えておりませんが、集落に近接する区域で崩落が始まっていると思われる箇所もあることから、山地災害のリスクが高いと判断されています。

上田市米田主査 補足ですが、先ほどの現地検討の際、林分への道にちょうど入ってすぐ上の段

のところで、若干崩れている状況が見て取れました。

中山課長補佐

分かりました。そういった箇所ですとか、土石流警戒区域上部の沢には倒木もあるということで、山地災害のリスクが高いと判断し、所有者不明森林は広葉樹が多くを占めているが、同意が取れた周囲の森林と一体的に間伐を行うことで、光環境の改善等を図っていきたい、と書いております。10年間程度お預かりをして1回以上間伐を実施するとともに、年1回の巡視を行い、民家等に隣接する危険な立木は伐採することを想定した内容でございます。

5ページ目でございます。論点として4点整理をしております。

1点目は探索関係の論点でございます。最終的に法定相続人の確知ができた2筆については、登記名義人の相続人、今回の場合は家督相続された子ということになります。この戸籍の附票は取得できなかったということで、この場合、法令の規定に基づきまして、特例措置の活用に進むことも考えられるのですが、相続人の除籍謄本が取得できたので、最終的な相続人の探索まで実施し、相続人7名が確知されました。残り1筆については、登記簿上の所有者の氏名しか情報がないということで、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿等の取得を試みましたが該当がありませんでした。前回の検討委員会の議論では、ここまでやる必要はないのではないか、という整理としておりましたが、今回は実施したという事例です。これ以上の探索が困難な状況であり、また、このほか林務部局で保有している情報もない状況ことから、林野庁としては特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えておりますが、この点についてご意見があるか、というのが1点目でございます。

2点目は森林整備関係の論点でございます。今回所有者不明と判断した森林については、広葉樹が多くを占めていますが、立木が過密な状況であり、間伐を行うことで残存木の成長を促し、林床の光環境を改善する必要があるのではないかと考えられます。この点は現地でも議論がありましたが、市としては、土砂流出防備機能等の効果的な発揮のため、防災減災に資する森林整備を実施する必要があると考えていまして、森林整備の内容についてご意見はあるか、というのが2点目でございます。

3点目は境界関係の論点でございます。市では、経営管理権集積計画の策定の前に森林境界の明確化を実施する方針です。所有者不明森林については、片側の所有者にしか立ち会いを求めることができません。これに関して、今回の事例に限らず、所有者不明森林の境界明確化の方法についてご意見はあるか、というのが3点目でございます。

4点目は裁定手続き関係の論点でございます。今後、所有者不明森林については、県の裁定手続きが必要となってまいります。県は所有者不明森林について現に経営管理が行われておらず当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うということになります。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法により探索が行わ

れていると考えております。面的に穴のない森林整備を進めていく必要性から、市が裁定を申請した場合に、県が裁定するに当たって留意すべき点についてご意見はあるか、というのが4点目でございます。以上4点です。現地を見ましたので、この論点が少し変わってくる部分もあるかとは思いますが、探索の観点、森林整備の観点、境界の観点、裁定の観点というところで、ご意見、ご指摘、コメントを頂ければありがたいと思います。それでは、委員の皆様からご発言を頂きたいと思います。阿部委員、お願いします。

阿部委員

問題になっているCの部分ですが、現地で見させていただいたのと皆さんから聞いた話から、集落に向かって右側の斜面がCだと思っております。あの林分だけが尾根筋のコナラを主体とした部分、そして反対側のアカマツの林分と違って、萌芽した広葉樹の細い木が林立した状況となっていました。あそこをどうするかという問題だと思います。やはり防災の観点で理想的な形としては、尾根筋のコナラ林のように、樹高が高く胸高直径がある程度太い木、すなわち主林木になるような木が所々にあって、その下には中層の木があって、下層には低木ですとか草本類が繁茂して、A<sub>0</sub>層が発達するというような、そんな広葉樹林になれば一番良いのだと思うのですが、あの場所になぜ細い高木ばかりが林立しているのか、そこが問題だと思います。例えば、かなり急斜面でしたから土壌が薄くて、そういう大きな木が育つような環境がなかったというような可能性もあるかと思えます。また、過去の施業がどう行われてきたのかわかりませんが、極々近い数十年前、十数年前、数年前、その辺まで伐採が繰り返して行われていて、細い当該林しか残っていない。その辺のところも関係してくるかと思えます。いずれにしても、やはりなぜあの植生の林分しか成立しないのか、というところを調べていただく必要があるのかな、と思えます。最終的にどういう森林にするか、という設定が必要だと思います。人工林だと木材生産という林業の活性化というのがあるわけですが、広葉樹林の場合、その辺が難しいところだと思います。現地では、薪がかなり売れるという話がありましたけれども、広葉樹林として防災的な機能を保ちながら、そういう生業的なところも期待するのかということも考える必要があるのかなとも思えます。基本的には防災的な面を重視するということであれば、高木層、中木層、低木層があって、色々な樹種で構成されているような森林が一番よろしいかなと思います。やはり立地的にちょっとあそこは難しいのかなという気がしています。

中山課長補佐

ありがとうございました。所有者不明森林であるCの林分は、皆さんで立っていただいた尾根沿いのところです。ですが、その下の森林も今後施業を考えていかないといけないかと思えますので、重要なお指摘だと思います。

植木委員長

現地でも話させていただいたのですが、基本的には土砂の崩壊防止機能を高めたいということですので、あの尾根筋のコナラ、クヌギは今の状況であれば、

まだ手をつける必要はないだろうと思います。ただ、この資料にもありますように、できるだけ光を入れて環境を改善しながら、下層にもかん木類、草本を入れたいというような希望があるのであれば、例えば、競合する、隣接する木のどちらか一方を取り除くような方法も検討してもいいのかなと思います。ただ、全体の様子を見るならば、今すぐにどうのこうのというわけではないだろうな、と思っていますので、その点を踏まえてご検討いただければと思います。今日現地検討した対象について申し上げるとすればその程度かなと思いますが、確かに、今阿部委員が言われたように、やはり環境保全と生業というのを同時に進めることができるのが一番望ましい。生業を続けながら、さらに良い山をつくっていくのだと、あるいは、機能の高い森林にもって行くのだという考え方は大変大事だなと思います。ですから、森林整備をやる側として、まさにどういう森林を最終的にイメージするのかということは大事です。これはこの山だけではなくて、これから色々ところで森林整備をやっていく場合には言えることです。そのことによって、どういう作業をいつまでにすべきか、ということ、順序立ててできるようになります。山づくりの一つの哲学であります。色々なやり方があります。要は自分の山をいかにより良いものにしていくかという、その最終ゴールとその手法は、色々検討するに値するのです。言うなれば森林をやっていく上で最も面白い部分でありますので、市の担当者も森林の移り変わりというものがどうあるべきか、最終的にどのような山にするか、木を切って木材を出しながらさらに公益的機能を高めるにはどういう方法があるのか、といったところを検討していただければ、素晴らしいなと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。阿部委員にお聞きしますが、先ほどご発言いただいた横の急傾斜の細い木のところについて、例えば、間引きをするということもやり方としては考えられるものでしょうか。

阿部委員

植木委員がおっしゃったように、かなりの密度で株があるので、大胆に株ごと隣の株を伐採して、光を入れるというようなやり方でも良いのではないかなとは思いますが、そもそも大きい木が育つような環境なのか、そういう土壌条件なのか、その辺のところを見極めた方が良いのかなとは思いますが。かなり急斜面だったので、萌芽して樹木しか育っていないというのは、すごく薄い土壌しかないなどうまく根が張れる状況ではなくて、それでみんな萌芽してしまうということが可能性としてはあります。ですから、その辺を調べてからやった方が良いのかなと思っています。なかなか難しいかもしれないですが、いきなり伐採して枯れてしまうということになると大変ですので、何年ぐらい前からああいう状態なのか、という経緯を調べた上で、今後の方向性みたいなものを探った方がよろしいのかなと思います。

中山課長補佐 どうもありがとうございました。整理しますと、広葉樹の山を手入れするというのはあり得るけれども、将来の山のイメージをまず明確にする必要がある、という全体のお話を頂きました。また、特に急傾斜の林分は、伐採することに本当に意味が出てくるものかというところを、土壌の条件もよく確認して検討した方が良いという点もお話いただきました。

上田市米田主査 上田市の米田です。ありがとうございます。どうしても市町村ですと防災・減災というのが第一の目的になって、委員がおっしゃるようなその先のイメージというのが市の担当としてなかったの、その辺を地元の皆さんともお話をさせていただきながら、今後、防災減災の先にある山のイメージを作りたいなと思います。先ほど委員がおっしゃった細かいかん木のところなのですが、例えば調べてみて、あの林分はもうずっとあのような状態で、逆にあそこでは大きな木が育たないということが推測できれば、あそこを防災・減災という観点で見た時に、木の根が張ることで山の土砂の流出を防ぐというのはなかなか難しい山である、という判断ができるということでしょうか。

阿部委員 土壌が薄いというのは崩れるものがすごく少ないということですよ。だから崩れたとしても表面を引っ掻くような感じで土砂が流出すると思います。つまり、樹木が枯れて植生がなくなった場合にそうなります。そのため、森林に関連しては災害としては、大きな災害にはなりにくいと思います。ただ、あそこは全体がすごく新しい地質で、また地形も、斜面が膨らんだり、急斜面になったりで、山が動いたのかなというようなところも見受けられます。森林に関わる災害としては健全な森林を育ててもらえば防ぐことができると思うのですが、防災・減災という大きな話になってくると、そういう本来の地盤の問題と関わる防災という観点もありますので、その辺を頭の中に入れておく必要があるだろうと思います。

上田市米田主査 ありがとうございます。

中山課長補佐 例えば、これから地元のご意見を聞いて、仮に間引きをして、明るい山にしてほしいというような地元のニーズがあった場合は、今日見ていただいた所有者不明森林や隣のアカマツ林でそういった施業をやっていくという方向性も、許容されるのでしょうか。植木委員、どうお考えになりますか。

植木委員長 地域のニーズがそうであるならば、できるだけそれに応えるような山づくりということになるのでしょうか。そうした場合に、あの森林が今後どれだけの成長が期待できるのかという検討が必要です。土壌が薄くて成長に対する期待が持てないということになれば、なかなか地域の人たちのニーズに応えられるような山づくりには向かないかもしれません。それは状況によるので分かりませ

ん。たくさんの色々な樹種が入っている中で、ある程度樹種を調べて、特定した上で高木になる木、亜高木になる木、それからかん木など、どういった木が存在するのかを明確にした方が良いでしょうと思います。その上で高木のある程度残すような施業をして行くべきなのだろうという気がします。なぜかと言うと、高木であるがゆえにやはり根の張り方もそれなりに広く張れるわけで、あるいは樹種によっては直根による土中深く入ることも期待できるからです。そういった樹種の特定というのがまずは行われるべきだろうと思います。その上で、どのような山づくりの下でどのような施業をするのかということになっていくと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。やはり、ケースバイケースで、あそこの山について手入れをするという方向性も一つには考えられるのかどうかをお聞きしたところでした。それでは他の観点として、探索、あるいは境界の関係、裁定の関係などでコメントを頂きたいと思います。

品川委員 まず1番のところに絞って、コメントさせていただきたいと思います。2筆については、相続人の探索まで実施し、相続人の確知が終了したということで、これは全く問題がないと思います。次に、登記簿上の氏名しか情報がなく、森林の所在地を本籍地と仮定して登記簿上の取得を試みましたが該当はなくということで、所有者不明ということで裁定をしてしまうという点について、これは恐らく表題部所有者不明土地だと思うのです。これについては、別に法律が施行されておりまして、法務局が所有者等を探索することになっております。この点について林野庁のガイドラインとか既存のものでは、法務局の手続きと平仄を合わせて進めてくださいという程度のコメントしかなされていないように記憶しています。私はそれでも、森林経営管理法の特例措置を使ってやってしまっても良いですよ、という見解でございました。

実際のところ、法務局が探索しても、ほとんどの土地が特定不能、手続きは中止しますということで報告されて終わるようです。今はもう法務局の掲示板に行くと、特定不能・手続中止の公告がずらりと並んでいるような状況です。そういう状況であれば、なおさら所有者不明土地で裁定をやってしまってくださいと言いたいところですが、ある自治体の方から、「確かに大半は特定不能土地なのだけれども、稀に所有者が判明する場合があって、それがとても怖いです」というコメントを頂いたことがありました。それはなるほどおっしゃるとおりであり、そういう事例を見せると確かに怖いだろうと思います、その場での即答は難しかったです。

その後考えましたが、やはり、私は所有者不明土地として裁定の手続きに進んでしまっても構わないだろうという見解を維持します。根拠については、表題部所有者不明土地である場合に、まずいつの段階で法務局の方が所有者探索に着手するかということが見えないわけです。それを待っているのは、森林の集積・

管理という点から間に合わない、スケジュール的にも合わないということが一つ。ではその林地が表題部所有者の探索が始まっている、対象地だということが分かったらどうかと。これはどうも私が見た限りでは着手してから結論が出るまで、3年くらいかかっているのです。やはりこれは待っていただろうと思います。話を細かくして行くと、2年前に着手したことが分かって、もうそろそろ結論が出そうな状況だとか、色々場合分けすることも混乱を来すと思います。ただ、手続き煩雑の論点ではなく、根本的な問題に立ち返ってみると、結局のところ、表題部所有者として探索されて判明した所有者は、その時権利を発見するわけです。それまでは無権利だと思っていたところを、権利を発見するわけです。その土地の所有権というのは、プラスの権利であると同時に、山林については大きな責務を負担するわけです。しかもそこで、経営管理権集積計画を立てようとしているところは責務の側面の方が大きいわけです。それを言ってみれば、自治体の林野の専門部署が先んじて責務を履行してやってあげる、そういう建付けの制度である以上、所有者の不利益は予想されないものであるから、早々に特例措置に進んでおいて構わないというのが、私の現時点での結論にはなっています。

中山課長補佐      どうもありがとうございました。野村委員からもコメントを頂けるとありがたいです。

野村委員      AさんBさんについて、比較的簡単にというか、特にBさんは単独で現在所有になっているようなので、この程度の調査で済んだのかなと思います。Cさんについては、表題部不明土地ということだと思のですが、これについては基本的な調査をして、そこで出て来なかったもので、その先、特例措置の活用に進んで差し支えないと思っています。品川委員がおっしゃった問題意識というのは、新たな手段がある中で、それを活用するのか、それがマストなのか、もしくは活用が望ましいと言われてしまうのかという観点でした。私としては、是非とも判明してほしいという必要性があるような事案であれば、探索の手段として活用すればいいと思いますが、そこまでその人がいないと困るという状況ではないわけです。元々は、職権でやっていただくことですので、市町村の立場として、そういう手段があるからやらなければいけないという考え方は少なくとも現在の状況では不必要ではないかなと思っています。私としては、少なくとも現在の状況の中では、もうこれで充分ということで、あまり深く考えずに進んでよろしいのではないかという意見を申し上げたいと思います。また境界の明確化、3番のところですが、ここに関しても境界を定める必要がある場合もあると思いますが、今回やろうとしている内容について、災害の防止という観点である時に、その境界部分での違いが、どれだけ生ずるのかということもあり、ここの境界が必ずしも明確ではないことのデメリット、大きな問題が生ずるようなケースが特段想定されないことの方が多いと思います。ここ

も、マストとってしまうと阻害要因になりますので、私としてはそこまで神経質にならなくても良いところではないかと思えます。所有者不明森林の境界を、今残っている人だけで定めるとすると、かえってその人に都合よく動いてしまうということもあるわけなので、仮に、そこに争いがあるとしても、それは残したまま、目的とする災害対策とかが進められるのであれば、それはそれでよろしいのではないかと思えます。ただし、別の観点から、せっかく、いま手を入れるのだから、この機会に境界を確定したいという事情があったり、あるいは、ある程度根拠がある所であったりすれば、進める方法もあるかもしれません。いずれにせよ、必須のことと考える必要はないのではないかというのが私の意見です。それから4番目の裁定手続きについてですけれども、今回特別な留意点があるかということ、少なくとも法律家としての観点から特に申し上げたいことはございません。

中山課長補佐      ありがとうございます。探索について、表題部所有者不明の扱いについてのご発言を頂きました。ガイドラインにも今のご指摘の点などを反映できたらいいのかなとか考えているところでございます。品川委員、境界確認について、何かございますか。

品川委員           境界に関しては非常に難しい問題が隠されていることから、ナイーブに扱うところだと思います。なんと言っても同意を得なければならないという問題があって、誰の同意を得たのかということは後々まで残る問題で、たとえば集積計画で行った施業が、災害防止とかということでどうしても必要な緊急的なのということがあったとしても、容易に同意を得られる人から得ないで進めてしまった手続きというのは、それは手続きの瑕疵として後々残ってしまうことであると考え、できるだけことはしておかないといけないと私は考えています。集積計画を立てるときに、少し慎重にやれば把握できた所有者の同意が漏れてしまったと、その場合に、その人の被った実損害が一つの判断基準になります。そのところで、私個人はもう少しある程度場合分けした指針を与えても良いのかなと思わないことはありません。法律上の正当な手続きを踏もうとするのであれば、そもそも境界の明確化ということが、保存なのか、管理なのか、処分なのかというところに話が行って、ちょっとした境界の明確化や修正であれば保存であって、大規模な変更であれば、変更であったり、公図と森林基本図、計画図と全然違うというような林地台帳、全然違うところでどうするかということになって、完全に処分になるわけです。その場合に法律は、一応は4月から施行される所有者不明土地管理制度というのが用意されておりますので、それを使うことが勧められるということになります。現場は実際そこでやることは負担であるとか、それをやっているのは手続きが止まってしまうということになるかと思えます。できるだけ現場の手続きは軽くしてあげたいと思いつつも、大きな変更あるいは複数の種類の地図間で全く違うものが出ている場合は、や

はり所有者不明土地管理制度の手続きに進んで、明確にした方がよろしいです。この管理手続きに進みますと、林地自体を判明している林家に贈与するとか、譲渡するとか、そういったことも可能になってきますので、これは考えた方がよいところかなと思っております。

野村委員

今のご意見なのですが、私の考えの前提としては、今回このABCという3筆の土地を見たときに、それぞれその隣接している土地と合わせて、経営管理権の集積計画自体は1筆毎に作るわけではなく、一体として作られるという点がありました。所有者不明の境界の話が、例えばこの集積計画の縁の部分にあって、その隣の区域外の所との境界であったという場合には、デリケートな問題があると思います。ですが、このように周囲の土地と一体として集積計画を立てようとしている中で、周囲の人たちは進めることに同意していて、だから、この不明土地との間も境界が必ずしも明確ではない、あるいは明確と思っているが立ち合いが求められない、こういう状態であるという話だとすると、その線引きを明確にすることは必ずしも必要ではないのではないかということをお願いしたいと思います。だから集積計画の本当の縁の部分で、区域外と区域内との境界が不明のまま良いのかという点で、当然少しデリケートさが上がるのかなとは思いますが。今回私は申し上げたのは、少なくともこのように周りの土地について、全て人が分かっている、同意しているという中で、境界部分の立会がないということについて、そこを照会する必要はないのではないかなと思っております。

品川委員

今回に限ってということで、明確になっているところに囲まれている森林の一部だけが分からないというような場合には進めて構わないということで林野庁のガイドラインにも出ていますし、そういうことで構わないと思っています。ただ、やはり一般化することは危険なので、こういうふうに資料に出た時には注意深い記載の方法が求められるのではないかと思います。4番、県が裁定する上で留意すべき点は、やはり常に現在生きている相続人まで探索されているかどうかというところは、注意深く見ていただけたらと思います。やはり人数が多くなってくるとどうしてもミスが生じます。戸籍の見方というのも、慣れている人と慣れてない人の間で知見の差が出てきますので、そのところは慎重にやっていただけたらと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。境界の話は結構難しいなと思っております。ただ、状況に応じた判断、対応で良いのだということを言っていただけたのかなと思います。今回の事案については、特にそれほど考慮することなく進めて良いのではないかとこのところでございますが、施業の中身とか隣接する土地の状態で気をつけないといけない部分は出てくるだろうというようなお話でした。この論点は、これ以外の箇所においても必要な論点かなと思います。ありがと

うございました。表題部所有者不明という観点で言うと、郡上市は探索をしっ  
かりやられている中で、境界関係の対応はこれまでどのようにされていますか。

河合委員

正直、分からないところはとりあえず手を付けておりません（代表相続人等は探すが、相続人全ての探索はしていない）。境界明確化をして、その後、施業が必要かどうかというところを確認してから集積計画を公告するように、スタイルを変えてきていますので。境界がある程度はっきりした段階で、どうしても施業が必要だということになれば、とことん探していくということになると思います。しかし、それが仮に広葉樹林であって、手を付ける必要はないということであれば、ここで止めようというふうになっていくだろうと思います。去年、境界明確が終わらずに繰越したのですが、それでもやはりどうしても分からない所があって、中に穴のように抜けている所があります。その隣の境界の人がここなのではないかという線はあるのですが、そこで引いてしまうのが怖くて、そこは集積計画の対象外にしようかと市と調整して決めたところでした。境界がこうではないかと言って決めてしまうのは、やはりすごく怖いことです。分からない所を、仮に本当に施業が必要なだけけれども分からずにやってしまうと、隣の人が実はそこはうちの所だと言ってくる場合もありますし、丁度、土地の境界の争いが結構激しかった所だと聞いているものですから、そういうところは気をつけた方が良くかなと思っています。片方の言うことで線を引いてしまうとまずいかなと思っていますので、やはり慎重になるというのが現実ではないかなと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。郡上市は、元々は集積計画を立てた後に境界明確化をしようというふうに進められたかと思うのですが、それを今は境界明確化をやった後に集積計画を立てるというやり方に変えられた理由は何でしたでしょうか。

河合委員

やはり境界が分からないうちに、例えばスギの人工林と広葉樹林とあって、森林簿で見ると広葉樹林だったのが、境界を立ち会って見るとスギが入っているとかという所があったり、その逆もあったりします。最初の年にやった集積計画は全部公告したのですが、境界がはっきりした段階で必要な所の集積計画を立ててやった方が良くのではないかという疑問が、2年目に出てきました。2年目に意向調査やったところは、集積計画を立てて公告した箇所もありますが、集積計画で同意をもらったが、公告までは待っているという状況のところもあるのです。今年になってその辺を市と協議する中で、集積計画案を所有者さんに見せるのですが、その後に境界明確化をして、さらにそこで施業プランを立てて、施業が必要な所の集積計画を修正して、それで初めて所有者さんに同意をもらって公告しようというスタイルが変わってきたのです。意向調査をしてから公告まで、2～3年ぐらいかかる状況です。

中山課長補佐 去年現地を見させていただいて、郡上市の場合は一団として集積計画をまとめて立てられるというやり方ですが、センシティブになれば、外周を決めるというところの部分でなかなか決まらないというところでしょうか。

河合委員 外周もそうですし、中もある程度の所有者のかたまりで境界の明確化をするようにしています。先ほど例に出した、境界が分からなかった所は、外周とそこからの少し入り込んだ谷の部分が決められなかったということです。

中山課長補佐 実施されている整備の内容は基本切り捨て間伐で、災害防止という観点なので、ある程度そこは誰も反対する人がいないのかなとも思ったりもするのですが、それでもやはりその外周にいる方は結構厳密にやっているのでしょうか。

河合委員 そうです。

中山課長補佐 なるほど、ありがとうございます。片山委員にも、境界関係の実情を伺いたいのですが、いかがでしょう。

片山委員 かが森林組合は、多分全国的に珍しく境界明確化を専門にやっているという部署を持っております。担当職員4人が境界だけを行っています。毎年500haずつぐらいを、所有者立ち会いの下、境界明確化をやっております。森林経営計画と集積計画の両方をやっています。経営管理制度の方は、市町村さんが責任を持つということになりますので、非常に気を遣うということになります。所有者の立ち会いの下に境界をきちんと決めて測量まできちんとやっているのですが、所有者がどっちかにいればなんとか境界が決められるものの、やはりどうしても所有者の分からない所とか、相手方がいないとなってくると、やはり境界を決め切れないという所がどうしても出て来ているという状況です。このように集落単位で集積計画の実施をして行くのですが、こうなった時にやはりその所有者さんも分からない、境界が決め切れないという所がどうしても残ってしまうのです。確か集積計画はそこも含めたような格好で立てていると思います。ただ、森林整備のことになってくると、ちょっとそこだけは外そうという格好で、今、進めている状況です。やはり市としても、整備の同意も境界の同意も取れていないような所について、市の方で間伐をやってしまうとなると、やはり市は怖いのかなという感じがして、その施業については待っているという状況です。

中山課長補佐 そこだけ集積計画を立てていないということですか。

片山委員 そうですね、そこだけ残しているという感じですね。だから分からなかったら

分かる所だけやって、境界確認をやるのですが、境界が分からない所を含んだ部分では集積計画を立てずに進めているところです。

中山課長補佐 搬出とか切捨てか関係なくということですか。

片山委員 基本的には両方関係なくということなのですが、特にやはり搬出で所有者さんにお金を返そうということになってくると、余計その辺は気を使うということになってきます。搬出になってくると森林組合が再委託を受けてやるということになってくるので、その辺もちょっとどうなのかなというところもあるのです。後で所有者さんが出て来られて、「うちの山が勝手に切られてしまったわ」と言われた時に、市もそうですし、やはり組合としても怖いなというところです。この辺りのことについて、本当に今の所有者不明森林のこの制度で、どこまで対応できるのかなというところが非常に知りたいというか、どうやっていけば良いのかなと非常に悩んでいるところです。

中山課長補佐 むしろ、そこはもう特例を使ってもらって、集積計画を立ててやるというのがこの法律の仕組みになりますので、今回の上田市のような、特に一団で被っているような場合はむしろ安心してできるのかなというのがあります。前の検討委員会で糸魚川市の事例も一団で集積計画を立てて、ぽつんと分からない筆だけは立てていないという事例がありましたので、そういった所はやはり特例を活用していただいて、今日の委員の話にもありましたが、やはり安心して立てられるのかなと思っております。

片山委員 少しその辺も安心して今の特例を使いながらやっていけばいいのかなと、今、思っております。

中山課長補佐 この境界の話はケースバイケースのところもあります。場合によっては非常に難しいこともあるので、今回の事例に限るとこういう形で一団として被っている中での整備の実施においては、憂慮する事項はないのではないかとこのところではありますが、ケースによって変わってくるので、その辺もできればどこかに書いていければなと今考えているところでございます。このほか何かコメントはございますか。

長野県石原企画幹 長野県森林政策課の石原です。今日いくつか裁定のところでご意見いただきましたので、もしこれが上がってくるといことになれば参考にしたいと思っております。防災・減災の観点で見た時に、上層・中層・下層、この辺がバランスよく配置されていて、色々な樹種があるというのが防災・減災上良いとのご意見を頂いたと思います。その判断はやはり周辺の広葉樹林を参考にしながら、目指すべき森林を上田市が定めて、それに適合しているかどうかを我々が判断

するのかなと思っっているのですが、そういう形で目指すべき森林を定めるという事で問題ないかご意見を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

植木委員長

樹種がどういふ構成であるかという場合には、その周辺にどういふ母樹があるかというところを結構気にしますので、基本的には今言われたように周辺の森林がどういふふうになっているかの見当がつけば、今回のようなところも色々な樹種があるけれども、将来、こういう山になりそうだということは見当が付きます。だからそういう考えでよろしいと思ひます。ただ、気になるのは母樹が無くても時々芽が出てくるのがあるのです。それは鳥だとか、色々な要因によって運ばれてくることによります。一番良いのはある程度のプロットを設定して、樹種の確定をした方が一番良いのだらうと思ひます。またあそこで気になるのは、やはり森林が若いというところにおいて、土砂の崩壊の危険度は、例えば10年か15年ぐらいたと思ひますが、ちょっと心配な気がします。できるだけ今の状態を保ちながら、ある程度の根の伸長を期待しながら、後10年、15年経った場合に優劣がついてくるでしょうから、その時に判断すべきなのかなという気もします。

長野県石原企画幹 ありがとうございます。またその辺は県と上田市ともきちんと連携しながらやっていきたいと思ひます。

中山課長補佐

我々林野庁も引き続き連携して、是非一緒に考えさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひします。それではここで、ケーススタディ長野県上田市における検討状況という部分を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

## 【2. ガイドラインについて】

中山課長補佐

それでは続きまして、資料2-1と2-2のガイドラインの中身に入らせていただきたいと思ひます。今回資料2-1に、前回7月に委員に見ていただいたものから、修正した箇所を何点か書いております。資料2-2の方が、その修正を溶け込ませたものでございます。合わせ読んでいただければと思ひます。大きく3点ありまして、資料2-1の4番の具体の活用場面における検討というQ&Aの部分です。こちらに相続放棄に関する問を追加したのと、関係するコラムを追加したという点。併せて認可地縁団体のコラムを設けていたのですが、6番の所に別途項目を設けましたので、削除しているというのが1点です。その下の5番のケーススタディです。前回見ていただいたものについては、文

字がたくさん書いてあって少し見にくいというような指摘もありましたので、概略図などを追加して見た目を少し再整理しました。最後に6番です。その他法制度の活用について新たに追加しました。資料2-2をご覧ください。1枚めくっていただき、ガイドラインの見方・使い方というところの6番として、その他法制度の活用、所有者不明森林等において森林整備を行うことができる各種法制度を紹介しています。森林経営管理制度では対応できないケースはこちらを参照してください、と記載をしております。

27 ページ目をご覧ください。Q17 を新しく追加しています。全ての相続人が権利を放棄していた、という部分です。「登記名義人の相続人に確認したところ、『全員が相続放棄している』の回答であった。家庭裁判所に資料を請求して確認した結果、相続放棄の事実が確認された。このような場合、特例措置を活用することが可能か」、という問いを1問設けています。回答として、相続人が全員相続放棄をしており、その他の関係権利者が存在しないと（存在の有無も確認できない）場合は、森林所有者が全員不明であるとみなし、所有者不明森林の特例措置の適用が可能、と書いています。そしてコラムとして、「相続放棄とは」を設け、初めから相続人とならなかったものとみなされる等の扱いなどを書いております。市町村によっては意向調査の段階で相続放棄の有無を調べるという場合もありますので、それを調査するには家庭裁判所に照会する必要がありますので、少し解説を加えています。

28 ページ目からはケーススタディの修正です。大きな修正点としては、概略図を追加しています。共有私道のガイドラインを参考にして図を付けさせていただきました。まずケース1は共有者の一部が不明という場合です。前回の案でその森林の状況が災害を目的にする場合と木材生産を目的にする場合で、パターンを二つに分けたのですが、少し見にくかったことから合体させました。災害防止の観点から一体的にやりたいということと、再委託を見込めると考えているというような森林の状況を記載しています。また、所有者探索の状況のところの記載について、探索の方法を追記して少し丁寧に記載しておりますが、本旨は変えておりません。

次の29 ページ目ですが、「相続状況概略図」というのも新しく加えています。この場合は一部が不明となっている場合です。最後に、前回は「事例の検討」として置いていたのですが、今回「この事例のポイント」ということで、少し見た目を変えて再整理していますのと、できる限り曖昧な表現を排除しようということ、例えば、事例のポイントの2点目、町は不明共有者と思われる者に対して、住所地への訪問による確認を行っていないが、共有者不明森林の特例の適用に当たっては、原則、書類のやりとりのみで問題ない、と書いています。前回は「問題ないものと考えられる」という表現にしたのですが、少し言い切る形に変えています。

30 ページ目のケース2は一部不同意の場合の事例、すなわち確知所有者不同意の場合を想定しているケースでございます。こちらも同様に、中央に概略図を

作りまして、公道沿いに集積計画作成済みで、その周辺も一体的に整備をしたいという事例であることを示しております。

その下の探索の状況は特に変わりはありません。31 ページ目に相続状況概略図を記載しております。1 名宛先不明で1 名不同意というような状況で、返信なしも1 名いらっしゃると書いています。この事例のポイントというところですが、ここも少し言い切る形に変えております。この辺についても少しご意見を頂きたいと思っているところでございます。例えば、1 点目の「確知所有者不同意森林の特例の活用を進めることが可能と考えられる」とせずに、「進めることが可能」という記載にしています。同様に、2 点目も文末を「差し支えない」という形に修正し、3 点目も「いつ誰が対応したのか文書として保存しておくことが必要」という形に修正しております。いずれも「考えられる」という表現を排除しています。5 点目、確知所有者不同意森林の特例の適用を検討する際の判断材料の一つとして、同意勧告時の返信用書面に、「現状から見て森林整備をすべきではない」、「森林整備が必要はない」などの選択肢を設けることにより、所有者が森林整備そのものに反対しているか否かを含めて、「不同意」の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましいと、書いています。これは前回確認できる形にしていることも考えられるということで、選択肢の一つの提示という形にしていたのですが、結局設けた方が良いのかどうか分からない部分もあるので、「不同意の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましい」という表現に変えています。品川委員からも、こういった一つのアイデアがあるのではないかとということで、入れているところでございます。ここについても言い過ぎかどうかということも含めてご意見を頂ければありがたいなと思っております。

次の 32 ページ目について、「確知所有者不同意森林の特例における裁定の留意事項」も趣旨は変えておりませんが、言い切り型に少し変えているというところでございます。

33 ページ目のケース 3 は所有者不明の場合の想定です。戸籍を請求しても該当者がいない場合で、こちらも概略図を追加しています。この右の 34 ページ目、所有者不明森林の特例における裁定の留意事項というところでございます。表現ぶりを少し変えていますのが、3 点目です。「市町村は法令に定める方法により探索を行ったことを証するため、相続関係図等を提出すると良い」と書いています。前回、都道府県目線で、「相続関係図等により確認」というふうに書いていたのですが、今回、市町村目線に変えて、市町村は提出すると良いというような形で少し表現を変えております。

35 ページ目のケース 4 は周囲一体で集積計画策定済みのところで中にぼつんと所有者不明森林があるというような状況です。森林の状況としては今回の上田市さんの想定に少し近いような部分のケースでございます。実際、記載している部分は特に変更はございません。ケーススタディはこういった形で、見た目とか表現ぶりを少し変えているというところでございます。

40 ページ目から、今回新しく追加しました、その他法制度の活用というところ  
でございませう。所有者不明森林の特例措置は、市町村が主体となって所有者不  
明森林等の整備を進める制度なのですが、例えば、所有者が自分でやりたいと  
か、共有者の一部でやりたいという場合は、個人が主体ですので使えないとい  
う仕組みになります。その場合は、その他の法制度を活用することになるとい  
うことで、ここでは、そういった活用を想定されるケースごとに法制度の概要  
を紹介しようということで、記載を追加しています。大きな二つの観点で整理  
をしておりまして、一つ目が（1）行政機関による手続きのみで対応可能な制  
度、すなわち、市町村や県の手続きのみで活用できるような仕組みです。二つ  
目が、（2）司法機関の関与が必要な制度ということで、裁判所に申し立てをす  
る必要があるものということで、大きく分けています。

次の 41 ページ目から概要をご紹介するという構成にしています。

最初に、行政機関による手続きのみで対応可能な制度として、①の共有者不確  
知森林制度という森林法に定められている仕組みのご紹介であります。活用が  
想定されるケースとしては、共有となっている森林の所有者が、自分で自ら立  
木の伐採・販売をやりたいが、共有者の一部が不明で全員の同意が得られな  
いため、伐採・販売ができない、という場合になります。制度の概要と致しまし  
ては、共有者自らが立木の伐採等を行おうとする場合に、所有者の一部が特定  
できない、又は所在不明で共有者全員の同意が得られなくても、伐採や造林を  
可能にする制度になります。手続きとして、市町村による公告と都道府県知事  
の裁定により不確知共有者の立木持分の移転と土地の使用権を設定するという  
仕組みになっていて、これによって共有林における立木の伐採と伐採後の造林  
が可能になるという仕組みです。その下の概略図に書いてありますように、立  
木の持分を移転すると、その不確知共有者部の土地の使用権を設定するとい  
う内容になっています。「手続きの流れ」の部分についてご説明します。活用が  
想定されるケースの制度の概要で、手続きの流れという形にして、大きくその  
1 からその 5 までの内容を書いています。基本、まず市町村に共有者の方が不  
確知である旨の公告申請書を提出する、その 2、市町村の方で公告をする、と  
進みまして、何もなければ、その 3、裁定の申請ということで、都道府県知事  
に裁定申請。その 4、都道府県知事で裁定、その 5、補償金を供託するという  
ことで活用がされる仕組みです。実際に北海道蘭越町で活用事例があります。  
共有林の共有者の 1 名である A さんが制度を活用されて、実際に伐採に至っ  
ている事例がございませう。こういった形で各種制度を紹介していこうとい  
うことでございませう。

43 ページ目、②認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例でございませう。  
これは地方自治法に基づく制度です。京都府綾部市のケーススタディの際に野  
村委員からご紹介を頂いた仕組みです。活用が想定されるケースといたしまし  
て、集落有林とか、関係権利者が多数にわたり、権利者全員から同意を取  
得できないという場合がございませう。制度の概要です。実態として集落、自治会、

町内会等の地縁団体がその対象不動産を所有しているにもかかわらず、地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている場合に、市町村長が発行した証明書を添付することで、当該不動産について地縁団体を登記名義人とする登記申請を可能とする制度です。複数名の共有状態から、認可地縁団体名義の森林にしてしまおうというような場合の制度です。例えば、集落有林として管理されてきた森林で、昔の集落の代表者名義で所有権保存登記がされている場合、一部の登記名義人が不明であっても、集落の方で森林を実質的に所有していることを、その期間については10年間など条件がありますけれども、これを証明することができれば、本制度を活用して所有権移転登記を申請することが可能になるという仕組みです。手続きの流れは、その1からその5まであります。基本的にはその市町村長の認可申請を受けて、登記まで行う中身になっています。具体的な内容は一番下にあります国交省の「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」に事例が豊富に掲載されていますので、それをご紹介しますという形にしています。

44 ページ目、③入会林野近代化法でございませう。登記上共有名義となっている入会林野について、所有関係を明確にしたいという場合に活用できる仕組みです。制度の概要としましては、都道府県知事の認可を得て、入会林野の入会権を消滅させ所有権の設定等を可能とする制度です。これにより、入会林野を生産森林組合や個人の所有とすることなどが可能となるということです。手続きとしては、都道府県知事に認可を申請するという流れで、県知事の方で審査、その3にある公告・縦覧を経て、その4、認可・登記というような流れになっています。活用に当たっての留意事項ですが、入会権者全員の特定が必要だという点、入会林野における慣習の主なものとして、「離村失権」、すなわち集落を離れば入会権を失うというものがあり、この場合、在村者のみで入会林野整備の意思決定を行うこととなります。ただ、この入会権者の特定に当たっては、どこ程度確認する必要があるかについては、認可を行う都道府県の判断によるという点を記載しています。

45 ページ目です。ここからは司法機関の関与が必要な制度をご紹介します。特に昨年度民法の一部改正が行われまして、令和5年4月1日から施行される制度を掲載しています。大きく三つ掲載しておりまして、一つ目は、①所在等不明共有者の不動産持分の取得というものでございませう。活用が想定されるケースとしましては、共有状態の森林の所有者が自ら立木の伐採・販売を行いたいが、共有者の一部が不明で全員の同意が得られないというような場合に使えます。制度の概要でございませう。この制度は共有者が裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することを可能とする仕組みでございませう。持分を集約するというイメージになります。ただし、相続により共有状態となっていて、遺産分割が未了である場合は、相続開始の時から10年を経過していないと活用できないということです。これが法律に書いてございませう、その場合は別途の仕組みを使うということになります。こういった留意事項もあ

ることから記載しております。手続きとしては、申立て、証拠提供ということで、共有者の方で森林の所在地の地方裁判所に対して、所在等不明共有者の持分取得の裁判を申立ててもらおうということです。裁判所において異議の機会を与えるために3か月間公告されるということになります。3か月間の公告後、事案に応じて供託金額を決定して、申立人がこの金額を供託所に供託し、その供託後、持分の取得の裁判の確定時に申立人が所有者不明共有者の持分取得をするということになります。3人共有のうちの1人が分からないという場合に、その1人の持分を残り2人か1人の方に集約するという仕組みになります。活用に当たっての留意事項ということで、裁判所に対して「登記簿上で共有者の氏名等や所在が不明である」ということだけではなく、「戸籍及び住民票による相続人調査を行ってもなお、共有者の氏名等や所在が不明である」ということを立証することが必要だということになっています。具体の運用が始まらないとどこまでの資料が求められるものなのか、よく分からない部分がありますけれども、こういった留意事項はございます。

次に46ページ目でございます。②所在等不明共有者がいる場合の変更・管理です。活用が想定されるケースといたしまして、共有となっている森林の所有者が、自ら共有林の間伐、伐採はするが搬出はしないという場合、切捨て間伐を行いたいと共有者の一部が不明であり、持分の過半数の同意が取得できないという状況が想定されます。制度の概要です。共有者の一部は不明であっても、裁判所の決定を得て、所在等が知れている共有者の同意により、共有物の管理・変更行為を可能とするという制度です。分かっている人だけの合意形成で取り組みを進めていこうという仕組みです。手続きとしては、共有者が自ら地方裁判所に対して、共有物の変更・管理の裁判の申立てをする。地方裁判所において1か月以上公告をして、異議が出されない時は、残された共有者で変更・管理ができるような裁判をして、残された共有者で変更・管理行為を行うということになります。活用に当たっての留意事項として、立木の伐採は「変更行為」に該当することもあります。ここでは森林を健全な状態で維持するために行う「管理行為」であることを前提としています。本制度で木材の販売などの「処分行為」を行うことができません。昨年度の議論で、木材の搬出間伐だって管理行為と言えるのではないかという話もありましたが、本制度の場合は、このような解釈になると聞いています。木材の販売を行いたい場合は、先ほどご説明した共有者不確知森林制度ですとか、あるいは不動産持分の取得ですとか、所有者不明土地管理制度の活用を検討する必要があります。話を戻しまして、共有者全員の同意が必要となる分収林造林契約等の締結や解除、変更手続にも活用できます。裁判所に対して、住民票調査など必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明であることを立証することが必要である点は、先ほどと同様でございます。

47ページ目です。③所有者不明土地管理制度です。先ほど品川委員から少しご紹介いただいた制度です。活用が想定されるケースとしては、森林所有者が、

自ら所有する森林の整備を行いたいが、隣接する森林の所有者が分からず、境界の確認や林道の整備ができないという場合に使える仕組みです。制度の概要としては、「所有者不明土地管理制度」は、裁判所が「所有者不明土地管理人」を選任することにより、所有者が不明となっている土地の管理を可能とする制度です。手続きとしては、利害関係を有する方、例えば、共有者ですとか、公共事業の実施者ですとか、そういった方が地方裁判所に所有者不明土地管理人の選任を請求するということになります。基本的に予納金の納付が必要ということです。地方裁判所において、1か月以上の公告が行われまして、その後地方裁判所において管理人が選任されます。その管理人が保存・管理・改良行為を行うほか、裁判所の許可を得て処分行為、不動産の売却を行うことも可能という仕組みとなっております。最後、職務が終了すれば管理命令が取り消されることになります。活用に当たっての留意事項としては、まず誰が利害関係人かということをございます。公共事業の実施者等の当該土地の利用取得を希望する者が該当するということになり、申立人の方が裁判所に、「対象土地の所有者の氏名等や所在が不明である」ことを立証する必要があります。また、国の行政機関や地方公共団体の長については、所有者不明土地についての適切な管理のために特に必要だと認めた場合には、土地の所在地の地方裁判所に対して、所有者不明土地管理命令の請求を行うことができるということが、所有者不明土地特別措置法に規定されていますので、これにより市町村も請求者になれる仕組みとなっております。このほか、現行制度として不在者財産管理制度ですとか、相続財産管理制度がありますけれども、所有者が全く特定できないというケースの場合には活用できないため、そうした場合には、所有者不明土地管理制度の活用が考えられるというふうに整理しています。

以上、森林経営管理制度以外の仕組みも、森林の土地の状況によっては活用をした方が、より円滑に整備に進めることができる場合もあると思いますので、この所有者不明土地特例措置のガイドラインの中に位置付けをすることによって、活用を促していければ良いという考えのもと、今回新たに6番を設けさせていただきました。以上が前回からの修正箇所と追記部分についてです。ご不明な点、コメント、ご意見を頂ければと思います。

27 ページ目のQ17は、前回の河合委員からご発言いただいておりましたが、ご意見があればお願いします。

河合委員

相続放棄した土地というのが、実際の現場でありまして、そういう場合どうするかが分からず、また、隣接する土地だったこともあってそのままにしました。多分そういった質問もあるだろうなと思い、入れてもらったわけです。私もこういった場合にどうするかよく分かっていないので、この辺の内容が良いのかどうか、委員の皆様からも色々ご指摘いただけたらと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。一つには、糸魚川市さんのケーススタディのところで

も少し話が出たのですが、相続財産管理人を選任して進めるというやり方があるかなというお話がありました。ですが、森林整備をやるに当たってなかなか現実的ではないというところもあって、今回、所有者不明として扱って進めた方が良いのではないかという観点で、ここはシンプルに回答を作成させていただきました。ここについては色々なご意見があるかなと思いながら作成したところでございます。

実際に6番で、その他法制度の活用を整理したのですが、例えば、市町村が主体になる整備を行う場合で所有者が一部分からない場合は森林経営管理制度でほぼ対応ができるのではと思います。一方、それ以外の場合は、森林経営管理制度ではできないということになりまして、大きく六つの仕組みを載せさせていただきました。片山委員はいかがでしょうか。実際に森林組合で進められている中で、何か活用が考えられそうな措置だとか、感想などを頂けるとありがたいと思います。

片山委員

本当によく整理していただいたなと思います。森林経営管理制度でやるとかなりの時間も手間もかかって非常に大変だなというところなのですが、この6番のその他の法制度を活用していけるパターンというのはかなり出てくるのではないかという気がしております。どれがどんな場合に使えて、どれが適しているのか、一番やりやすいのかということ、例えば、野村委員や品川委員にお聞きすれば、このやり方が一番良いですみたいなことを教えていただけることになるのかなと思います。非常に興味がありますので、1回きちんと勉強させていただきたいと思っています。本当によくこのことを付け加えていただき、よくまとめていただいたと思っています。

中山課長補佐

ありがとうございます。大きい(1)と(2)に分けたのは、(1)の方が行政機関内で完結するので取り組みやすいのかなという考えがあったためです。(2)が使いにくいというわけではありませんが、まだこれから施行される制度であり、未知の部分もありますので、一旦こういう整理をしてみました。ご指摘いただいたように、色々なパターンによって分けるというやり方もあるのかなとは思っているところです。

野村委員

(2)の新しい改正民法に関する部分。私はこの議論に関わっていたというか、横で見っていたので、本当は色々しゃべるべきなのでしょうが、まだそこまで今申し上げられないかなというところです。というのも、これから始まる制度ということで、これをどのように運用するかが、まだはっきり決っていない裁判所が多いと思われるからです。今そろそろ協議をしていたりすると思いますが、やはり制度が始まってみないと、使い勝手など分からない部分もありますので、そういう意味では、ここにいらっしゃる皆様には、こういう制度があるということをもっと知っていただくということと、運用開始後の新しく出てくる

情報に注視していただきたいと思っています。できれば本当にどんなものなのか、皆さんに使ってみていただくということも、制度を知るためには必要なかなと思います。実際に始まったとしても、各地の裁判所によって運用が違ったりもすると思うのです。だから、地元でやってみるとどうなるのかということも大事なかなと思います。これは若干発展的な話かもしれませんが、同じ制度が始まったとしても、その土地が市街地の共有の不動産の話なのか、それとも森林、林野の共有林の話なのかによって、利用権の考え方とか、処分、管理の考え方とかが違って捉えられる部分もあると思います。ここでも少し表現されていると思いますが、普通、間伐だったら、処分なのか管理なのかということもありますが、この辺りも少し森林ならではの特徴みたいなことを説明して、説得できるような部分も出てくるとかということも考えられます。森林関係者にとって使いやすい制度、使える制度にするために、実務をこれから作っていく段階だと思いますので、是非積極的にチャレンジして情報共有をしていただければ、またこちらからもしていければと思っております。

中山課長補佐

ありがとうございます。実際にこれを作成する過程で46ページにあります変更・管理行為のところについては、間伐を管理行為ということで捉えております。販売は処分行為になるので使えないと言われて、そこは残念だったなと思っているのですが、ただ、元々木材販売をやる場合は、森林法の共有者不確知森林制度がありますので、まずはそちらを検討していただければ良いと思います。基本的にそこで分かれるのかなと思います。ただ、そうではない場合に、こういった制度を活用するということもあると思いますので、森林経営管理制度で意向調査とか、所有者の把握をする中で、意欲的にやられている方とか、そういった方に是非ご紹介していただくとか、あるいは地域の森林組合や事業体の方にもご紹介いただくという場面が必要なかなと思っています。また運用の詳細が分かってくれば、林野庁からもしっかりと情報を都道府県・市町村、現場の皆さんにもお伝えして行きたいなと思っております。

植木委員長

今の6のところ、48ページの7の参考資料の用語解説について質問があります。そこに主伐と皆伐という言い方があって、この表現は非常に混乱を招く表現だと思っています。皆伐は、本来、皆伐作業法のことを示します。作業法というものは三つあって、皆伐作業法と漸伐作業法と択伐作業法があります。皆伐作業法の中に、間伐と主伐というのがあります。字が皆伐ですから、主伐のことを時々皆伐と表現することがあるのですが、それはそれで良いとして、このガイドラインの用語解説の表現だと皆伐も主伐もなんら変わらないことになります。そうではなくて、我々が定義付けをする場合、技術の体系が作業法であって、その場合には、皆伐作業法の中に、植林、下刈り、除伐、間伐、主伐があり、個別技術に対して間伐とか主伐とか言います。ですから、皆伐の中で主伐と間伐は対の関係にあり、主伐というのは、ほかの二つの作業法では言わな

い。漸伐とは予備伐、下種伐、後伐と言いますが、択伐はあくまでも択伐です。ですからこの表現は何かを参考にされてこのように書いているのかもしれませんが、少し違うのではないかなと思います。さらに言えば、時々林野庁の計画書の中でも、択伐作業において主伐と言ったりしているのですがこれはあり得ません。主伐というのは、あくまで皆伐作業の一用語ですから。ここでは主伐と皆伐が並べてあるのですが、これはもう少しきちんと整理した方がよさそうかなと思いますので、もう一度確認願えますか。

川村課長

植木委員長から昨年も同様のご意見を頂いて、確認をさせていただいたところ  
です。確かに委員長がおっしゃるとおり、作業法という学問的な整理の中では  
そういった整理なのかもしれませんが、森林法に基づく全国森林計画の中で、主  
伐というのは更新を伴うものというような形で整理をしてございます。主伐と  
いうものの中には、皆伐と択伐ということで、更新があるものが主伐、更新が  
ないものが間伐であったり、漸伐作業で言う更新伐の前段の伐採というような  
扱いになってくるのだらうと思います。計画制度の体系の中では、そのような  
整理をしているということで、今回の用語の解説についてはそれをベースに整  
理させていただいたということでございます。作業法の観点からはどのような  
定義が可能なのかは、計画の方とも相談して検討したいと思います。

植木委員長

これは言葉の定義ですから、計画制度の中での言葉としてこうやって使って  
いますというのであれば、計画制度に使われている言葉の定義が正しいのかどう  
かということだと思います。今言われた森林の造成を伴う伐採というのは作業  
法のことなのです。伐採と更新との関係とは作業法のことを言うわけです。で  
すから主伐というのは単なる個別技術で伐るという行為に対してのみ言うわけ  
です。ここで議論しても仕方がないと思うものの、言葉の定義は大変難しい  
かもしれませんが、大学で教えている関係上、私としても、学生に、先生言っ  
ていることが違いますと言われたらどうしようかなと思っております。計画制  
度が変わらないのであれば、どうしようもないということですか。

中山課長補佐

このガイドラインについては市町村に見てもらおうというところで言うと、行政  
主体の通常の業務の中で通ずる体系というところが、一つの整理かなというこ  
とで、一旦そこは計画制度に基づいたところで、もう一度確認はしたいと思  
います。基本はこのガイドラインの中の置き所としてはそういったことで考え  
ています。

植木委員長

そうであれば、ここで言う皆伐を取ってしまったらどうですか。主伐と皆伐を並  
べたこのような説明だと、普通の人は全くどう理解して良いか分からないと思  
います。皆伐を取ってしまえば、主伐、間伐だという理解にはなりますよね。

中山課長補佐 前回、択伐も加えていれてはどうか等のご指摘もいただいていたのですが、まだ十分追記等できておりませんので、そこも含めて考えたいと思います。  
少し論点を変えて、品川委員にお聞きしたいのですが、31 ページの確知所有者不同意森林の事例のポイントの一番下の5点目の森林整備の必要があるか無いかの選択肢を、チェック項目を設けて聞くというところで、所有者が森林整備そのものに反対しているか否かを含めて、不同意の趣旨を書面で確認できる形にしておくことが望ましい、という表現にしており、やった方が良いのではないかという形に少しランクアップさせていただいたのですが、そこまで言い切っていないものかどうかということと、逆に市町村の手間が増えるので、できればやった方が参考になるのではないかくらいの位置づけが良いのか、その感度を、よろしければお聞きできないかと思っております。

品川委員 これが問題になった場面がどういう場面だったか思い出したいと思っておりますが、不同意という回答が返ってきて、なぜ不同意かが分からないというので、その後の交渉が困難であるというところがあったのかなと思うのです。

川村課長 確かこの議論をした時は、不同意の時に綾部市が、同意が取れない、私はこの土地に関わりたくないから同意しないのだというようなコメントをしていたというところについて、品川委員からこのような予め意向調査の時に不同意の趣旨を確認しておいたらどうかというようなご議論があったと記憶しております。

品川委員 日本人は、よく関わりたくないということで物事を選択したりする場面があるのですが、関わりたくないというのと、反対であるということとは違いますし、こちら側としてはあくまでも森林施業をしたい、関わりたくないと思っている人にも、積極的に反対ということでないのであれば、できるだけ同意の方向で解釈させてもらいたいというのがあるかと思うので、一つのツールとしてこういう選択チェックボックスがあれば、意思解釈しやすいということになるのかなと思います。一番初めの意向調査の際に、このチェックボックスがあって、現状からみて森林整備をすべきではない、森林整備は必要ないというチェックボックスがあると、やはり所有者さんはそう考える根拠を考えなければならないわけです。そうするとその関わりたくないという意見を出す場合よりも、相当たくさんのことを考えて判断することになりますので、そういう意味でも付けておいた方が非常にプラスかなと私は思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。なくてもいいが、やはりあれば判断の一つのプラス材料として良いかなというようなことですね。分かりました。ありがとうございます。この他何か今回の追記箇所あるいは、追加修正していない箇所でも結構でございますのでご意見を頂ければと思います。今回ケーススタディでいただきました天然林の手入れというのは、Q & Aにない観点ですので、今日の議

論を踏まえて、追記等を検討したいと思っております。次回それについて、是非またご意見を頂きたいと思っておりますのでございます。

阿部委員 一つだけちょっと細かいことで恐縮ですが、22 ページの下の方なのですが、27 行目から「現地調査（立木の計測、踏査等）」とありますが、踏査がちょっと気になっています。踏査はあえて使ったのですか。現地調査と踏査は同じような気がするのですが、踏査は特別なことなのですか。

中山課長補佐 見に行って写真を撮るぐらいのイメージです。

阿部委員 それは現地調査ですよ。

中山課長補佐 測量とか標準地調査まではしないという想定です。

阿部委員 例えば、下に写真がありますが、下層植生の被度の調査とか、何か具体的なことを入れた方が格好はつくのではないかと思います。もう一つ良いですか。Q 10 の列状間伐のところなのですが、最初の列状間伐の選択肢があるということで、それは良いのですが、その次に文章が二つあって、最初に定性間伐のことが書いてあって、「定性間伐の実施が効果的であり」とあります。これはこれですごく良いと思うのですが、続けて「急傾斜地や立木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、間伐率を検討する」とあるのです。この二つをくっつけているのが不自然かなというところがあって、最初の文章、定性間伐のところは前の搬出間伐の Q 9 の前のところに置いた方が列状間伐のところに置くよりは場所としては良いのかなと思います。Q 9 のところが三つの項目になってしまってくいような気がするので、それは少し整理した方が良いのかなと思います。回答内容を見た人が混乱する気がします。

中山課長補佐 Q10 の「なお、……」で書いている、定性間伐の実施が効果的であるという記述も Q 9 の方が良いのではないかといいことですね。分かりました。ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、次回に向けて、見やすさとか、内容の精査をもう一度事務局で行わせていただきまして、修正すべきところは修正して、またご説明をさせていただいて、本年度の決定という形にしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、議題は終わったのですが、参考資料として森林経営管理制度の取組状況の資料を最後に付けさせていただきます。この検討委員会は特例の方に目を向けているわけなのですが、森林経営管理制度全体の今の進捗というところも皆様方にご理解いただきたいというふうに思っております。先月 9 月に令

和3年度末時点の実施状況というのが取りまとまりました。その状況でございます。

1枚めくっていただきまして全国の状況でございます。日本地図を見てもらうと、濃い緑が意向調査に着手している市町村です。オレンジが集積計画ということで、一旦市町村の方で預かったという状況になっています。赤い所は、そのうち林業経営者に再委託するという仕組み、配分計画を立てるということになるのですが、そこに至っているという状況を概略地図に落としているという状況でございます。

左のグラフの数字を見ると、全国でこの緑の方は973という数字。これは973市町村で意向調査に着手していただいている。薄いオレンジは250あります。これは準備作業ということで、台帳の整備ですとか、対象森林の抽出ですとか意向調査の前段階の市町村と見ていただければと思います。合わせて1,223市町村が、今何かしらに取り組んでいただいているということでございます。いわゆる私有林人工林があって、制度の活用が必要な市町村を見ると、その9割、1,223の市町村で何らかの取組が進んでいるという状況です。これらの市町村の私有林人工林面積を合計すると、全国94%をカバーしているという状況になっているところでございます。

2ページ目を見ていただくと、実際の意向調査の取組状況です。森林所有者に経営管理の状況を聞くということになっていまして、その意向調査の実績です。令和3年度単年度では、約19万ha全国で実施されておまして、制度開始から3年間の累計で約60万haという状況になっています。この回答率について、中央のグラフを見ていただきますと、R3年末で60万haという緑の棒があります。これは意向調査面積の累計です。このうち横の33万haなのですが、これが回答のあった面積になります。面積ベースでいきますと半分ぐらいから回答が来ているという状況です。この内訳が右のグラフの赤囲いしてある部分です。大きく三つに分けていまして、一番下のオレンジが、回答の内、市町村に経営管理を委託したいという希望があったのが11.7万ha。その上が、所有者自らが経営管理をやりますというのが10.2万ha。残りがその他ということで10.6万haという状況になっています。33万haのうち36%ぐらいが市町村にお願いしたいという状況になっているところでございます。

実際に市町村の方で経営管理権を取得した、経営管理の委託を受けたというのがどれくらいかというのが3ページ目でございます。表を見ていただきますと、左から令和元年度末、令和2年度末累計、令和3年度末累計となっております。これまでに262市町村において約9,154haで集積計画が立てられた、経営管理の委託を受けたという状況になっています。下の棒グラフを見てもらうと、前年度から3倍ほど、累計値としても増えているということでございます。このうち実際に市町村の方で整備をされたという実績がこの表の下の市町村森林経営管理事業というものになっています。令和3年度末累計で、158市町村で2,418haの施業がされたという状況です。どういう施業がされたのかというの

が、右下のグラフになっています。一番右を見ていただくと、ほとんどが間伐です。一部広葉樹整備等、除伐、植栽・下刈というような形になっています。次の4ページ目。経営管理実施権配分計画の状況になっています。一旦市町村が預かったものを林業経営者の方に再委託をした面積ということになっています。全国で47市町村において約1,100haで再委託がされているということになっています。これは前年度から3倍に増加をしているということですのでございます。そのうち林業経営者、林業事業者で実際に整備をされたというのが、その下の14市町村で122ha行なわれている状況になっています。間伐が多いのですが、主伐、皆伐、そして植栽というようなことは8市町出てきています。白山市も間伐19haとなっています。

5ページ目です、所有者不明森林等への対応ということで、令和3年度は、50市町村で探索が行なわれており、鳥取県若桜町で同意みなしの事例があります。冒頭、川村から話がありました京都府綾部市の事例は、その下の取組事例2ということで掲載しています。先月、確知所有者不同意森林の裁定手続きが終わったということで、10月11日から、共有者不明の公告を開始ということになっていますので、6か月後には、集積計画を立てるという運びになるということですのでございます。一応、こういった形で、経営管理制度は全国でかなりの市町村で取り組んでいただいています。ただ、2ページ目で見ていただいたように、市町村への委託を希望という面積がかなりありますので、どうしても優先順位としては、まず委託希望の人からの対応というところが主になってくる部分があります。今回の上田市さんのように市町村の取組方針によっては、所有者不明森林も一緒にやっけて行くということももちろんありますので、そういったところをまずはプッシュアップしていくのかなと思っております、そのためにガイドラインをさらに充実していく必要がございます。以上、議論の参考にご説明をさせていただきました。この内容についてご不明な点などありましたらお願いします。

品川委員 所有者不明森林関係ではないのですが、徳島県の意向調査が56%とありますが、ここまで進んでいるものなのですね。

中山課長補佐 最後の都道府県別の実施状況ということで一番左から私有林人工林面積と、意向調査実施とありまして、参考値として意向調査実施面積を私有林人工林面積で割った数字を載せています。厳密には、突合関係にはないのですが、参考に載せています。意向調査実施面積が人工林だけにやっていると限らないということもあつたりするので、参考値として載せております。そこを差し引いても徳島県が大きいのは、大面積を対象に意向調査を実施している市町村があるためです。例えば、徳島県那賀町がかなりの人工林をお持ちなのですが、ここでは意向調査を5年で一巡させるという計画で、年間数千ha規模を実施してまして、ほかの都道府県よりも実施面積の割合が大きくなっています。

品川委員 地籍調査は終わっているのですか。

中山課長補佐 終わっていません。林地台帳情報を基に固定資産課税台帳情報と突合して、ある程度決めた所有者に対して、まずは意向を把握するという意味での意向調査をかけていると伺っています。ですので、意向調査実施箇所全てで集積計画立てていくような方針にはなっていません。まずは、今分かっている所有者の意向把握を5年で一巡させるといことです。数字が大きいのはそういうところだと思います。

品川委員 しかし、集積計画策定面積ですらものすごく飛び出しています。

中山課長補佐 ここはつるぎ町、美馬市というところが意欲的に森林経営管理制度に取り組んでおられまして、天然林も含めて、希望があるところは全部1回預かって管理する方法を取られていることが背景にあります。集積計画策定面積の大きさは、ここが大きな要因になっています。人工林に限らず委託希望の林分は市で預かる形で進められていまして、地籍調査は終わっていないのですが、境界明確化しながら取組みを進められているという事例になります。

品川委員 それはやはり所有面積が大きいからでしょうか。

川村課長 那賀町は比較的大きい所有者さんが多いというのはあります。とりあえずは、ほぼアンケートに近い状態なので、まずは本当に所有者さんのマインドがどういう方向にあるのかという全体像をつかむ、またそこから詳細に調査はやっていくということは言っています。那賀町は新しい制度をまずやってみようという感じです。

片山委員 1 ページ目のグラフに、「意向調査を実施した市町村が私有林人工林面積 94%をカバー」とありますが、これだけ見ると私有林人工林面積の 94%が既に意向調査されたように見えるのですが、この辺りはいかがでしょうか。少なくとも当森林組合の管内はそんなにやっていないものですから。

中山課長補佐 ありがとうございます。もちろんそういうことではなく、森林経営管理制度に取り組んでいただいている市町村全体の面積を足し合わせると、全国の市町村の面積に占める割合が 94%になっているということです。特にこれらの森林経営管理制度に取り組んでくださっている市町村の皆様を、当庁としてはしっかり後押しして行く必要があると考えております。片山委員がおっしゃったように、私有林人工林面積の 94%で意向調査をやられているわけではないのですが、そこは説明の一つの表現方法ということで、ご理解いただけますでしょうか。

片山委員 わかりました。それから、2ページ目の右の方のグラフについてです。これは私も意外だったなと思ったのですが、3年度末で33万haの回答があったのですね。その回答があったうちの1/3が市町村に委託を希望するというような感じですよ。私はもっと多いかなという印象だったのですが、全国的にはこんな感じでしょうか。当組合では意向調査を実施すると8~9割は市町村への委託を希望すると返ってきているのですが、全国的に見るとこのような感じで、要するに自分で管理するという人が1/3もおおいでになるということなのではないでしょうか。

中山課長補佐 これは市町村によって、意向調査の位置づけが違っていたりして、一律に言うのが難しいのですが、確かに事例によっては、片山委員がおっしゃったように、ほぼ全ての回答者が市町村への委託を希望する場合がありますし、ここに示されている平均値に落ち着いているところもあります。例えば、北海道は、意外に市町村委託を希望する場合がほとんどないとか、そもそも市町村委託に誘導しないやり方をするとか、などといった場合もありまして、その他色々な条件のものを一緒に集計するとこのような数字になっています。ただ、やはり制度の活用を積極的に進めていらっしゃる市町村の委託希望の割合は高いと思います。そこは間違いありません。

それでは、よろしければ、参考のご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 【3.今後の予定について】

- 中山課長補佐 皆様のご協力により円滑に進みまして、10分程予定よりも早く終わらせていただきした。
- また、今後の予定についてということで、次回は1月に、今年度最終回ということで開催をさせていただきたいと思いますので、また、日程・資料等の調整をさせていただければと思っております。会場はまた東京で開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。最後に植木委員長、一言お願いできますでしょうか。
- 植木委員長 今の経営管理制度の取組状況を見て、なるほど徐々に進んできているのだなということを実感しました。そういうことになると、やはり悩みが各市町村多いだろうと、早くこのガイドラインが日の目を見るようなところにもっていければいいと思っております。ありがとうございます。
- 中山課長補佐 皆様、どうもお疲れ様でございました。